

＝高校生等を使用する事業主の皆さんへ＝

【深夜業の制限】

高校生等の18歳未満の「年少者」をアルバイト等に使用する場
合、原則として午後10時から翌日午前5時までの深夜時間帯に使
用することはできません。

(労働基準法第61条)

※「児童(満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者)」は原則使用禁止。

(お問い合わせ先)

下関労働基準監督署 監督係

電話番号 083-266-5476

高校生等を使用する 事業主の皆さんへ

～ 年少者にも労働基準法等が適用されます！ ～

高校生等の満 18 歳未満の年少者（以下「年少者」といいます。）を使用する場合にも、労働基準法等を守らなければなりません。

労働基準法では、年少者の健康及び福祉の確保等の観点から、その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。このような趣旨を十分にご理解いただき、特段のご配慮をお願いします。

《労働基準法における年齢区分と保護規定の適用の有無》

年齢区分	主な保護規定												
	(※1) ① 労働条件の明示	② 賃金の支払	③ 労働時間	④ 休憩時間	⑤ 休日	⑥ 未成年者の労働契約締結の保護	○ 未成年者の賃金請求権 (第59条)	⑦ 年齢証明書等の備付け	⑧ 労働時間・休日の制限	⑨ 深夜業の制限	⑩ 危険有害業務の就業制限	⑪ 坑内労働の禁止	○ 帰郷旅費 (第64条)
児童（満 15 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日が終了するまでの者）	⑫ 原則使用禁止（使用する場合には労働基準監督署長の許可が必要）												
年少者（満 18 歳に満たない者）	使用許可時	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
未成年者（満 20 歳に達しない者）			←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
満 20 歳以上の者			←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←

※1 ①～⑫は次頁以降の項目番号に対応しています。※2 上記の対応する保護規定が適用されます。



●生徒や周囲のみなさんへ
このリーフレットに記載されていることは、事業主の方はもとより、生徒や周囲のみなさんも十分に気をつけましょう。

